

実務家教員から見た法学研究所

森田 明

早いもので法科大学院での教員生活も丸4年になる。ここへ来た当初、教員組織はわかりにくく、正直言って、法学研究所も不可解な存在の一つであった。しかし、これまでのかかわりを通じて、法学研究所は理論と実務の架橋という点で重要な役割を果たしようと思うにいたっている。

法学研究所とのかかわりで最も印象に残っているのは、2005年10月15日、22日の2回にわたり行った連続シンポジウム「障害年金と人権—代替的紛争解決制度と大学・専門集団の役割」である。橋本宏子先生のリーダーシップの下で、障害年金にかかわるさまざまな立場の方の参加を得て多角的な議論を行った。私は司会の一部を担当させていただいた。

また、2006年12月に、法科大学院のリーガルクリニックで取り扱った某自治体の廃棄物不法投棄問題に関して、安達先生、三浦先生とともに、現地調査を行った。これは地方自治センターの活動と位置づけていただき、法学研究所のバックアップを得たことで実現したものである。

実務家からすると、研究者は研究室に閉じこもって本を読んでばかりいるという偏見を持ちがちであるが、これらの出来事を通じて、私は研究者の方々の高い感性と行動力にしばしば圧倒された。法科大学院の実務家教員をはじめ多くの実務家ももっと積極的に法学研究所にかかわり、研究者と刺激しあうことで社会に対し大きな貢献ができるのではないかと思う。そのような意味でも、地方自治センターと国際人権センターをどのように活性化させていくかをあらためて考える時期になっているのではないか。これについては法科大学院の果たすべき責任も大きい。法科大学院生のこれらの活動への意欲は当

初より減じているように見えるが、むしろ学校側が学生の力を生かす場を十分に用意できずにいるようにも思う。法科大学院の卒業生が現実



に実務につき始めているし、学内法律事務所の検討もすすめており、新たな活動基盤ができようとしている。研究者と実務家の連携によって、ユニークな活動を展開することが可能になるのではないかと期待している。

なお、この間法学研究所の所長として采配を振るってこられた郷田正萬先生が退任されることがあった。郷田先生の所長としてのご活躍は私が改めて申し上げるまでもないが、実は、横浜弁護士会の国際交流活動についても、郷田先生は大いに貢献していただいていることをここに紹介して感謝の意を表明したい。

(法務研究科教授・弁護士)

